

令和5年2月21日

人口・社会統計部会

## 統計委員会の建議課題への厚生労働省の対応等に関する審議結果（報告） （医療施設調査（動態調査））

### 1 経緯

(1) 令和3年12月に発覚した建設工事受注動態統計調査（国土交通省が実施する基幹統計調査）に係る一連の不適切事案を受け、統計委員会は、令和4年1月に、

- ・政府統計全体の課題抽出
- ・全府省の基幹統計調査の集計プロセスにおける重大リスク事象に関する点検
- ・公的統計の総合的な品質向上のための対策

について検討するため、企画部会の下に「公的統計品質向上のための特別検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置した。

(2) 一連の不適切事案においては、遅延調査票<sup>(注)</sup>の取扱いが争点であったことから、検討チームでは、月次又は四半期で行われている基幹統計調査における遅延調査票の取扱いについても点検の対象とした。

その結果、「遅延調査票を月（期）の集計に少しでも利用している」とした11調査のうち、10調査において「事後的に、本来の（過去の）集計対象月（期）の集計に遡って反映している」とする一方で、医療施設調査（動態調査。以下「医療施設動態調査」という。）のみが、異なる取扱い（遅延調査票を、提出された月の月別集計に使用）をしていることが明らかになった。

(注) 検討チームにおける点検等を経て取りまとめられた「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日付け統計委第11号。以下「建議」という。）では、遅延調査票とは、月次・四半期の周期で行う統計調査において、「提出が回答期限に間に合わず、本来の集計対象月の月別集計に含めることのできなかった調査票」と整理されている。

(3) これを踏まえ、統計委員会は、建議において「遅延調査票への対処基準」を示し、その中で、医療施設動態調査について、以下のような留意点（以下「建議課題」という。）を示した。

- ① 遅延調査票を集計に使用している場合には、その処理方法を公表資料に明示する。
- ② 提出された月の月別集計に使用した遅延調査票を、事後に遡って反映する処理の導入や月別集計の廃止などを含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策等を検討する。

(4) また、建議では、以下のようにも記載している。

総務省は、統計委員会と連携しつつ、当分の間、今般の点検・確認や統計作成プロセス診断等において課題等が把握された各府省の統計調査を中心に、調査計画の審査の際に、調

査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。

- (5) そこで、建議から約半年が経過し、厚生労働省における建議課題への対応が始まっていることを踏まえ、今般の医療施設調査に係る諮問審議の機会を捉えて、建議課題についての厚生労働省の対応状況（後記「2」）について確認するとともに、厚生労働省が建議課題に対応する過程で新たに明らかになった事項に係る対応方針（後記「3」）についても確認した。

## 2 建議課題に対する厚生労働省の対応

前記1（3）に記載した建議課題①及び②に対する厚生労働省の対応状況は、以下のとおりであり、対応可能なものから順次対応を開始している状況である。

### (1) 建議課題①への対応状況

令和4年12月26日に、遅延調査票を集計に用いている旨と、現在の処理の方法を厚生労働省ホームページに公表済。

### (2) 建議課題②への対応状況

厚生労働省は、

- ・ 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするためには、直近の医療施設の開設・廃止等の状況を可能な限り正確に集計・公表し、医療施設の施設数及び病床数の推移を毎月観察していく必要があること、
- ・ 医療施設動態調査で把握した病院の病床数を、病院報告（一般統計調査）で把握した月末在院患者数を組み合わせることで、毎月末の病院の病床利用率を算出するなどの利活用があること

から、月別集計は引き続き必要と整理しつつ、建議課題については、以下のとおり対応する方針である。

#### ア 月報の集計方法

統計の継続性の観点から、現在の集計方法（遅延調査票を、提出された月の月別集計に使用することで、直近の施設数等を公表）を維持する。

#### イ 年報の集計方法

基本的に月報と同様の集計方法を維持しつつ、令和5年医療施設調査（静態調査）（以下「医療施設静態調査」という。）の結果を公表する際（令和6年11月予定）に、医療施設動態調査の年報（令和4年10月～令和5年9月分）の一部について、事由が発生した月を反映した集計も公表する予定であり、これに向けて、検証を進める。

#### <検証概要>

##### i) 検証に用いるデータ

- ・令和2年の医療施設静態調査の情報（令和2年10月1日現在）
- ・令和元年10月～2年9月分の医療施設動態調査の情報

##### ii) 検証内容

- ・作業手順の検証（処理フローの精査と必要な審査・集計プログラムの準備）
- ・利用者の分かりやすさに配慮した公表の在り方の検討

##### iii) 検証期間

令和5年1月から検証を開始し、令和6年1月に検証を終了する見込み。

#### ウ 遅延の原因の確認・改善策の検討

令和4年11月に、報告者である都道府県等を対象に、令和4年9月分の医療施設動態調査の調査票（以下「動態調査票」という。）における遅延調査票の発生原因を照会した。

照会結果と、これを踏まえた遅延調査票の抑制策については、以下のとおり。

#### <照会結果の概要>

- 令和4年9月分の動態調査票1,441件のうち、遅延調査票は122件(8.5%)
- 遅延調査票のうち、医療施設に起因する遅延は約6割(75件)で、開設者が死亡又は休養し届出が遅れたなどの理由であった。
- 都道府県等の経由機関に起因する遅延は約3割(36件)で、医療法等に基づく届出の受理後、保健所等における動態調査票の作成の遅れなどの理由であった。
- 残る1割は、新型コロナワクチンの接種会場の場合には、届出を事後の適切な時期に提出することを可能とする運用によるものなどであった。

#### <遅延調査票の抑制策>

- 医療施設への対応として、医療法等を所管する政策担当部局と連携し、医療法等に基づく届出を遅延なく提出するよう協力を求める。
- 都道府県等への対応として、医療法等に基づく届出受理後、速やかに動態調査票を作成することを定期的に周知する。



#### 《部会における審議結果》

- ・建議で示された全ての課題について対応済又は着手されており、適当と判断できる。
- ・なお、年報の集計方法の検証など今後進める対応については、工程表を整理して適切に進捗管理することが重要と考えられる。

### 3 建議課題への対応過程で明らかになった事項への対応

#### (1) 「遅延調査票」とは異なる報告形態への対応

ア 都道府県等に対して遅延の原因を確認（前記2（2）ウ）する過程で、一部の都道府県等から厚生労働省に対して、

「動態調査票の「届出受理又は処分等」欄（注：図表1参照）について、事由発生の年月日ではなく、医療施設から都道府県等に対して届出等がなされた年月日で記入し、厚生労働省に報告している場合がある」

との回答が寄せられた。<sup>(注)</sup>

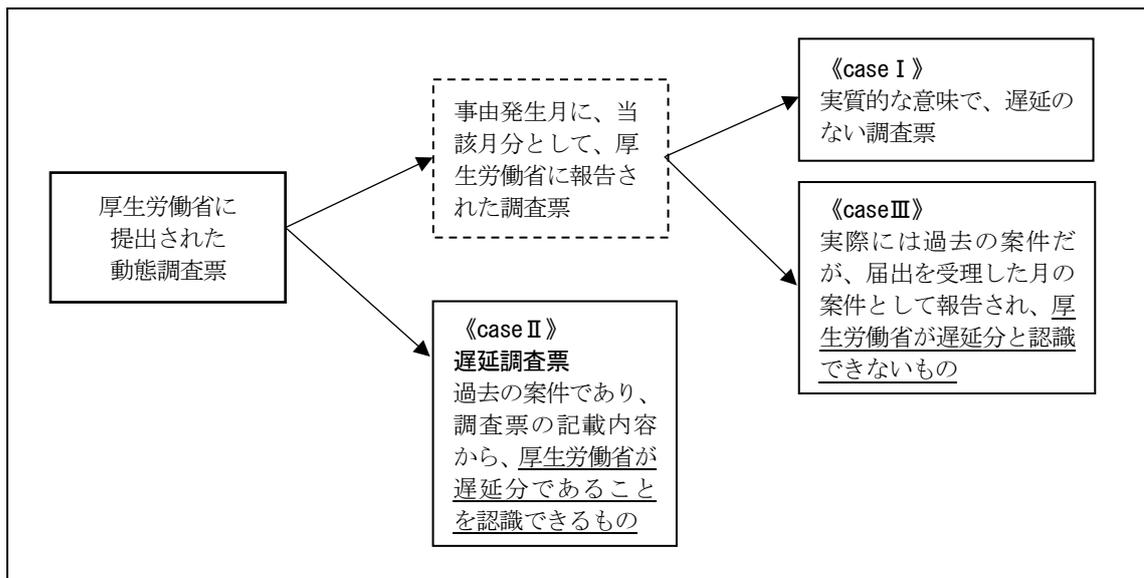
これは建議において整理された「遅延調査票」（以下「caseⅡ」という。図表2参照）とは異なり、実際には遅延分であるにもかかわらず、厚生労働省が、調査票の記載内容からは遅延分と認識できない事案（以下「caseⅢ」という。）であり、検討チームによる点検の際には認識されていなかった新たな報告形態であった。

(注) 厚生労働省は、動態調査票の「届出受理又は処分等」欄の年月日について、調査の実施要領において、「事由が発生した年月日」を記入するよう都道府県等に対して指示している。

図表1 動態調査票（抄）

(4) 処分等	届出受理又は処分等	元号	
		年	
		月	
		日	
	種別	(略)	
	変更内容	(略)	

図表2 厚生労働省に提出された動態調査票についての報告形態の区分



イ そこで、厚生労働省は、令和4年10月分の動態調査票について、caseⅠ～caseⅢの規模を確認した。(図表3)

図表3 動態調査票のcaseⅠ～Ⅲの内訳(令和4年10月分)

	件数	構成割合(%)	該当都道府県数
調査票総数	1,695	100.0	47
caseⅠ(遅れのない調査票)	1,463	86.3	47
caseⅡ(遅延調査票)	180	10.6	40
caseⅢ(新たに認識した報告形態)	52	3.1	11

(注) 該当都道府県(以下、単に「県」という。)数については、caseⅠ～Ⅲに重複がある。

ウ これによると、厚生労働省に報告された動態調査票全体に占めるcaseⅢの割合は3.1%(52件)と小さく、発生県数も11県に限られていたが、詳細に見ると、特定の1県において40件発生しており、それ以外の10県については、1～2件の発生にとどまっていた。

特に、caseⅢが多数発生していた1県については、厚生労働省からの指示(前記アの注を参照)を正しく認識していなかった部署があり、更に、新型コロナワクチンの接種会場の場合には、届出を事後の適切な時期に提出することを可能とする運用により、医療施設からの届出が集中した状況にあったという事情であった。

エ 以上を受けて、厚生労働省は、caseⅢの防止策について(caseⅡ(遅延調査票)の対応策については、前記2(2)ウに記載のとおり)、以下のとおり、対応することとしている。

＜caseⅢの防止策＞

- caseⅢが多数発生していた県に対して、動態調査票に「事由が発生した年月日」を記入するよう再徹底するとともに、他県においても発生する可能性がある事案であることも踏まえ、全都道府県等に対して、継続的に周知徹底を行う。
- 動態調査票の「届出受理又は処分等」欄の項目名が誤記の原因の一つと考えられることから、今後、例えば「事由発生又は処分」のような誤解の生じない項目名となるよう調査票の様式を修正する予定である。



《部会における審議結果》

- ・ caseⅢの発生防止のため、全ての都道府県等に対して継続的に周知徹底を行うとともに、動態調査票の様式についても、誤解の生じないように改善を予定しており、適当と判断できる。

## (2) 住居表示の変更情報の取扱いについての調査計画への追記

ア 医療施設動態調査は、基本的に医療施設からなされた医療法等に基づく届出等の情報に基づき、都道府県等が調査票を作成し、厚生労働省に報告している。

しかし、医療施設基本ファイル<sup>(注)</sup>について、より正確に更新する観点から、医療施設の住居表示に変更があった場合については、医療施設からの法令上の手続はないが、都道府県等が情報を把握した都度、動態調査票を作成し、厚生労働省に報告することとしている。

(注) 医療施設基本ファイルとは、医療施設静態調査の調査結果名簿を基に、医療施設動態調査により把握した医療施設の開設・廃止等の状況を反映させた医療施設に係る名簿である。

イ 住居表示の変更に関する情報については、専ら、医療施設基本ファイルの更新のために用いるものであり、集計には用いられていないが、このような取扱いについて現行の調査計画には明記されていない。<sup>(注)</sup>

そこで、今後、調査計画に追記する予定である。

(注) 厚生労働省は、建議課題に対応する過程で、医療施設動態調査の調査計画についても確認を進めており、その中で、本件を認識した。



### 《部会における審議結果》

- ・調査によって集められた情報の取扱いについて、調査計画により明確に記載することを予定しており、適当と判断できる。